

パーキング・メーター 仕様書（案）

警交仕規第 号「版 1」

制定 2008- -

警察庁交通局交通規制課

目次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 仕様書名称	1
3. 装置の種類	1
4. 一般事項	1
4.1 仕様書及び規格等	1
5. 設計条件	1
5.1 一般条件	1
5.2 異常監視	1
5.3 環境条件	1
6. 構成及び構造	2
6.1 構成	2
6.1.1 構成品一覧	2
6.1.2 指定項目	2
6.2 構造	2
6.2.1 単独精算型	2
6.2.2 集中精算型	2
6.3 表示	3
7. 機能及び性能	3
7.1 基本機能	3
7.2 感知機能	3
7.3 計時機能	3
7.4 警報機能	3
7.4.1 終了時刻超過警報機能	3
7.4.2 規定金額未納警報機能	3
7.5 金銭処理機能	4
7.6 度数表示機能	4
7.7 利用者操作機能	4
7.8 制御機能	5
7.9 領収書発行機能	5
7.10 監視信号出力機能	5

7.11 同一の電源システムを使用する場合における電源機能	6
付図 1 パーキング・メーターの使用方法について必要な事項（参考図）	7
付図 2 駐車履歴のデータ印字例	8
付図 3 領収書用紙の形状、印刷項目及び印字項目の標準様式	9
付表 パーキング・メーター 規格一覧	10

1. 適用範囲

本仕様書は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に基づくパーキング・メーター（以下「本装置」という。）に適用する。

2. 仕様書名称

本仕様書の名称は以下のとおりとする。

「パーキング・メーター仕様書」

3. 装置の種類

本装置の種類を表3.1に示す。

表3.1 装置の種類

単独精算型
集中精算型

4. 一般事項

4.1 仕様書及び規格等

本仕様書に適用される仕様書及び規格等は、以下のとおりとする。

- (1) 警察交通安全施設端末装置 共通仕様書
- (2) パーキング・メーター 規格一覧（付表）

5. 設計条件

5.1 一般条件

- (1) 日種は、平日（月曜日～金曜日。ただし、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く。）、土曜日（祝日等を除く。）、休日（日曜日及び祝日等）の3種類とすること。
- (2) 時計回路を内蔵すること。
商用電源受電時には、計時は電源周波数に同期すること。
また、停電時には、発振回路の周波数その他の方法により計時すること。

5.2 異常監視

本装置の稼働状態を監視するとともに、異常が発生したときは、そのことを外部から認知することが可能な表示機能を有すること。

5.3 環境条件

本装置は、自然現象及び設置場所の環境条件その他の障害に影響を受けることなく正常に動作するものであること。ただし、印字装置を除き温度については、周囲温度 0 ~ +50（ヒーター装着時 -20 ~ +50）で異常なく動作すること。

6. 構成及び構造

6.1 構成

6.1.1 構成品一覧

本装置の構成品一覧を表6.1(単独精算型)及び表6.2(集中精算型)に示す。

表6.1 構成品一覧(単独精算型)

区分	品目	数量	備考
端末	本体	1式	
	取付け用スタンド	1式	指定時実装すること。

表6.2 構成品一覧(集中精算型)

区分	品目	数量	備考
端末	本体	1式	
	取付け用スタンド	1式	指定時実装すること。
料金精算装置	本体	1式	
	取付け用スタンド	1式	指定時実装すること。

6.1.2 指定項目

発注時の指定項目は、以下のとおりとする。

- (1) 手数料の金額(以下「規定金額」という。)及び車両を感知したときから当該車両が引き続き駐車している時間(以下「経過時間」という。)又は駐車を終了すべき時刻(以下「終了時刻」という。)の設定値
- (2) 寒冷地用保温ヒーターの有無
- (3) 表6.1又は表6.2に示す本装置の種類及び構成品の数量
- (4) 本装置の塗装色その他構造、機能及び性能に関して指定することとしている事項

6.2 構造

6.2.1 単独精算型

- (1) 本装置の端末の高さは、1.2m以上1.5m以下とすること。
- (2) 7.1から7.8までに定める機能を作動させるために必要な構造を有すること。
- (3) 指定により、7.9から7.11までに定める機能を作動させるために必要な構造を有すること。
- (4) 本装置の塗装色は、指定がある場合を除き、マンセル記号 N 8 . 0 とする。
- (5) 主電源開閉器は、J I S C 8 3 7 1 に準拠した漏電遮断器を用いること。

6.2.2 集中精算型

- (1) 本装置の端末の高さは、1.2m以上1.5m以下とすること。
- (2) 料金精算装置の高さは、1.2m以上1.7m以下とすること。
- (3) 7.1及び7.2に定める機能を作動させるために必要な構造を有すること。
- (4) 指定により、端末又は料金精算装置に、7.3又は7.4に定める機能を作動させるため

に必要な構造を有すること。

- (5) 料金精算装置は、7.5から7.11までに定める機能を作動させるために必要な構造を有すること。
- (6) 本装置の塗装色は、指定がある場合を除き、マンセル記号 N 8 . 0とする。
- (7) 主電源開閉器は、J I S C 8 3 7 1 に準拠した漏電遮断器を用いること。

6.3 表示

- (1) 経過時間又は終了時刻（以下「規定時間等」という。）を表示すること。また、終了時刻を表示する場合にあっては、当該時刻が終了時刻である旨の表示をすること。
- (2) 本装置前面の見やすい位置に付図 1 に示す記載内容のとおり作動の方法を表示すること。
- (3) 金銭投入口、操作部分、表示灯等は、利用者に用途が明確に理解できるように表示すること。

7. 機能及び性能

7.1 基本機能

- (1) 車両を自動的に感知したことを条件に、駐車時間の計時を開始し、規定時間等を表示すること。
- (2) 規定金額が未納の場合には警報すること。
- (3) 交通規制により指定した運用パターンに基づき作動すること。

7.2 感知機能

- (1) 少なくとも2つの方式で、駐車枠内に駐車した車両の存在を自動的に感知する機能を有すること。
- (2) 外的条件により容易に感知状態が中断するものでないこと。

7.3 計時機能

- (1) 車両を感知したことを条件として、計時を開始すること。
- (2) 計時は、規定時間等をデジタルで4桁の数字で表示すること。また、夜間においても視認性が確保されること。
- (3) 感知状態が解除された場合は、計時を初期の状態に復帰させ、次に感知するまでその状態を持続すること。

7.4 警報機能

7.4.1 終了時刻超過警報機能

終了時刻を超えて引き続き駐車しているときは、警報すること。また、感知状態が解除された場合は警報を解除すること。

7.4.2 規定金額未納警報機能

金銭投入以外の利用条件が整ったにもかかわらず、利用者が規定金額の投入を行わない場合には警報すること。また、規定金額が納入された場合又は終了時刻超過警報

が解除された場合は、規定金額未納警報を解除すること。

7.5 金銭処理機能

- (1) 規定金額に応じて指定した金種の金銭を鑑別することができ、また、必要な釣銭機能を備えること。
- (2) 計時を開始した時点で料金投入可能となり、規定金額が投入された場合に料金投入不能となること。
- (3) 金銭の鑑別により、投入され、又は挿入された金銭が正常と判定された場合は、収納すること。
- (4) パーキング・メーターの利用に係る利用者の一連の操作中、投入された金額を表示すること。
- (5) 金銭処理機能の動作状態を監視し、次の異常を検出した場合は、異常状態を表示し、本装置を休止状態にすること。
 - (a) 金銭の詰まり
 - (b) 返却機構不良
 - (c) 金銭処理機構不良
- (6) 次の場合は、投入され、又は挿入された金銭が硬貨の場合は返却口へ返却し、紙幣の場合は挿入口へ返却すること。
 - (a) 金銭の鑑別により不良と判定した場合
 - (b) 動作休止中の場合
 - (c) 利用者操作部の使用可能金種表示に使用不可能と表示されている金種が投入され、又は挿入された場合
 - (d) 指定した時間を経過しても規定金額に達しない場合
- (7) 利用実態に応じて指定した量の金銭の収納機能を有すること。
- (8) 投入金額表示器を設け、金銭投入口から投入された金額を表示すること。

7.6 度数表示機能

次の場合に応じて、それぞれ収納金額を、デジタルで4桁の度数で表示すること。

- (1) 硬貨が投入された場合は、硬貨の収納金額
- (2) 料金箱を取り出す場合は、料金箱内に収納した硬貨の収納金額
- (3) 料金箱に収納した硬貨の収納金を印字する場合は、当該収納金額

7.7 利用者操作機能

集中精算型は、本機能を有すること。

- (1) デジタルで時刻を表示すること。夜間においても同表示の視認性が確保されること。ただし、休止中は表示しないこと。
- (2) 取消操作をすることにより、当該操作時の状況に応じて、投入された硬貨又は挿入された紙幣を返却できること。

7.8 制御機能

- (1) 少なくとも本装置を正常に作動させるために必要な次の事項について設定及び修正が可能であること。
 - (a) 年月日時分秒、曜日及び祝日等
 - (b) 交通規制により指定された運用パターン及び駐車制限時間
 - (c) 交通規制により指定された駐車制限時間に応じた規定金額
- (2) 少なくとも次に掲げる事項について、印字し、データを出力し、又は表示により確認が可能であること。
 - (a) (1)に定めた事項
 - (b) 駐車履歴
 - (c) 領収書の試験印字（指定した場合）
- (3) 規定時間等は、車両を感知した時刻から10～180分の範囲内で、10分単位で設定できること。
- (4) 駐車履歴のデータは、少なくとも100件以上（別途指定するときは、その数）の記憶及び出力を行うことが可能であることとし、旧データから順に更新すること。
- (5) 駐車履歴のデータの印字例を付図2に示す。

7.9 領収書発行機能

単独精算型は、指定により、次の領収書発行機能を付加することができること。ただし、集中精算型は、本機能を有すること。

- (1) 規定金額が投入された後、指定した時間内に領収書の発行のための操作を行った場合は、領収書を発行すること。
- (2) 領収書用紙の形状、印刷項目及び印字項目の標準様式は、付図3のとおりとする。
- (3) 領収書は、利用実態に応じて指定した量の発行ができること。
- (4) 領収書用紙の交換時期の表示ができること。
- (5) 領収書発行機能の動作状態を監視し、少なくとも次の場合は、異常状態を表示すること。
 - (a) 用紙の残量が一定以下の状態又はなくなった状態を検出した場合
 - (b) 用紙の印字又は発給に異常を検出した場合
- (6) 領収書は、取出口へ発行すること。

7.10 監視信号出力機能

- (1) 単独精算型は、指定により、監視用の信号出力を付加できることとすること。集中精算型は本機能を有すること。
- (2) 監視用信号出力の信号名称は表7.1のとおりとする。

表7.1 監視用の信号名称

信号名称
感知
規定金額未納
警告
CPU異常
電源正常
料金箱開閉

(3) 監視用信号出力はP 1形インターフェース規格によること。

7.11 同一の電源系統を使用する場合における電源機能

単独精算型は、指定により、次の同一電源系統を使用する場合における電源機能を付加することができること。集中精算型は、本機能を有すること。

- (1) 電源開閉器、電源キー又は系統用電源キーを使用し、当該パーキング・メーター及びそれを經由して電源の供給を受けている他のパーキング・メーターの電源の「接」、「断」ができること。
- (2) 同一電源系統で給電できるパーキング・メーターは、10基以内とする。

1. 供用時間：日曜・休日を除く 8：00～20：00

2. 駐車時間及び手数料

・駐車時間

： ～ ： 60分以内

： ～ ： 20分以内

（パーキング・メーターに表示された駐車終了時刻を超えて駐車することはできません。）

・手数料

駐車時間 分のとき 円

分のとき 円

（いずれも10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨、1000円紙幣が使えます。）

3. 駐車方法

駐車枠内の中央部分に駐車してください。

備考1. 記載内容のうち、外枠及び網掛け部分は参考とする。

2. 文字の書体、大きさ、色及びレイアウト並びに項番号、「：」、「・」等の記号は任意とする。

付図1 パーキング・メーターの作動方法について必要な事項（参考図）

領収書

パーキング・メーター作動手数料

¥300円

チュウシャリレキ ←

20-04-01 10:10 ←

発行者名

NO.0001 0211

001.03-31 ←

ON 10:15 08

OFF 11:10 11

パーキング・メーター作動手数料

002.03-28 ←

¥300円

ON 14:40 08

OFF 15:10 08

発行者名

印字題名

印字開始日付(年-月-日)と時刻(時:分)
(20年04月01日 10時10分)

装置番号と度数

履歴番号と駐車開始月日(03月31日)
(履歴は、最新のものから印字する。)

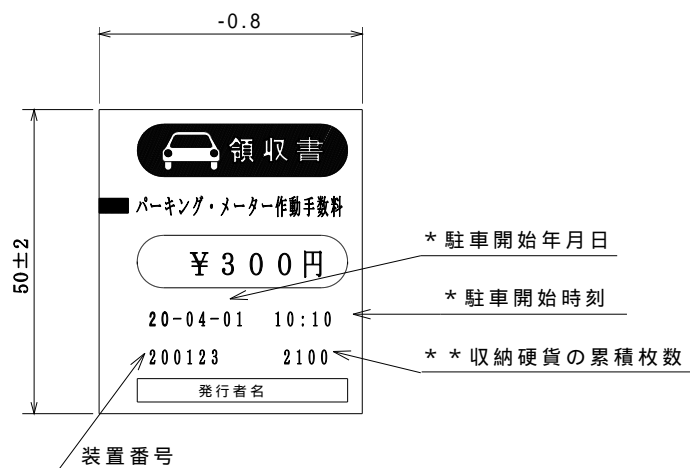
駐車開始時刻(時:分)と駐車開始時点の度数下2けた
(10時15分 度数下2けた08)

駐車終了時刻(時:分)と駐車終了時点の度数下2けた
(11時10分 度数下2けた11)
(駐車中の場合、駐車終了時刻は : と印字する。)

駐車履歴2件目

(度数に変化のないことから、手数料未納が分かる。)

付図2 駐車履歴のデータ印字例



(注) 印字項目(*又は**印)及び¥300円は例示である。

(規格)

印字項目 (* 印)	駐車開始年月日 装置番号 駐車開始時刻
印字項目 (** 印)	収納硬貨の累積枚数 指定により印字
印字可能文字	数字
印字色	黒色
印 刷	印字項目以外は、 あらかじめ印刷のこと

付図3 領収書用紙の形状、印刷項目及び印字項目の標準様式

付表 パーキング・メーター 規格一覧

引用資料			適用
区分	名称	分類番号	
規格	P 1 形インタフェース規格	B3-A01-1*-0	7.10項 監視信号出力に適用
J I S 規格	漏電遮断器	JIS C 8371	6.2項構造 6.2.1 単独精算型の(5)及び 6.2.2 集中精算型の(7)の主電源開閉器 に適用

備考：規格は、社団法人新交通管理システム協会の規格であり、分類番号の*は版番号を表す。